

公立大学法人大阪市立大学定款（概要）

- 1 名称 公立大学法人大阪市立大学
- 2 役員 理事長1人、副理事長1人、理事5人以内及び監事2人以内
 - (1) 理事長（学長） 選考会議の申出に基づき市長が任命
 - *選考会議 経営審議会の学外有識者委員 2名
 - 教育研究評議会の役員以外の委員 2名
 - 理事長、監事以外の役員 2名
 - (2) 理事 理事に学外者を含むようにする。
- 3 役員会
 - (1) 構成 理事長、副理事長及び理事
 - (2) 審議事項 中期目標原案、年度計画、中期計画、剰余金の使途、予算の作成及び執行並びに決算、重要な組織の設置又は廃止、その他の重要事項
- 4 経営審議会
 - (1) 構成 理事長、副理事長、理事、学外有識者（委員の総数の2分の1以上）
 - (2) 審議事項 法人の経営に関する事項 中期目標原案、中期計画、年度計画、経営に係る規程の制定又は改廃 予算の作成及び執行並びに決算、自己点検及び評価
- 5 教育研究評議会
 - (1) 構成 学長、副学長、理事、研究科長等、評議員、事務組織の長
 - (2) 審議事項 市立大学の教育研究に関する事項 中期目標原案、中期計画、年度計画、教育研究に係る規程の制定又は改廃 教員の人事に関する方針及び基準、教育課程の編成に関する方針 学生の援助、学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針 教育研究にかかる自己点検及び評価
- 6 業務 大学の設置・運営、学生の援助、法人以外の者と連携した教育研究活動 学生以外の者に対する学習の機会の提供、教育研究の成果の普及・活用の促進
- 7 資本金 現物出資 杉本地区及び阿倍野地区の土地・建物
- 8 最初の理事長の任命 法人に移行する前日の大阪市立大学の学長
- 9 最初の学長の任期 法人に移行する前日の大阪市立大学の学長の残任期間